

人権問題研修講師派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識を深めるため、県、市町、学校、園、事業所等が実施する人権問題研修に講師を派遣する事業の実施に必要な事項を定める。

(派遣申込)

第2条 講師派遣を希望する者（以下「申込者」という。）は、理事長に派遣申込書を提出する。

(研修料金および交通費)

第3条 研修料金は、別表1に定める料金とする。なお、特別賛助費制度の賛助会員（以下「賛助会員」という。）の場合は、別表2に定める料金とする。また、県外の申込者は、別表3に定める料金とする。

2 講師の交通費の実費（宿泊を伴うときは宿泊実費を含む。）は申込者の負担とする。

(研修料金の減額申請)

第4条 研修料金の減額を希望する者は、理事長に派遣申込書を提出すると同時に減額申請書を提出する。

(派遣の決定)

第5条 理事長は、第2条の規定により申込みを受けたときは、研修内容および日時等を検討のうえ派遣を決定し、申込者に通知する。

(講演の録画・録音しての利用)

第6条 研修の運営上やむを得ない場合は、講演の録画・録音して利用することができる。ただし、当該研修を受講対象者のみが視聴でき、かつ、30日以内の限定視聴とする。なお、録画・録音したものは当該研修のみに使用することとし、別の研修や翌年以降の同研修等で一切使用しない。また、視聴期間終了後は速やかに講演データを消去、DVD等の媒体の場合は処分する。なお、録画・録音を利用する場合は、別紙「誓約書」を派遣申込書と併せて提出し、別途、別表4に定める料金を支払う。

(研修料金等の請求)

第7条 理事長は、研修終了後、申込者に請求書により研修料金および交通費を請求する。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施に関し必要な細目は、理事長が別に定める。

付則

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、2012年7月5日から施行する。

付則

この要綱は、2023年4月1日から施行する。

別表 1

○賛助会員以外の場合 (消費税別)

基準単価 (2時間まで)	15,000 円
追加単価 (2時間を超え、1時間毎に)	3,000 円

別表 2

○賛助会員の場合 (消費税別)

基準単価 (2時間まで)	10,000 円
追加単価 (2時間を超え、1時間毎に)	2,000 円

別表 3

○県外の場合 (賛助会員にかかわらず) (消費税別)

基準単価 (2時間まで)	30,000 円
追加単価 (2時間を超え、1時間毎に)	6,000 円

別表 4

○録画・録音を利用する場合 (消費税別)

追加単価 (録画・録音を利用する場合)	5,000 円
---------------------	---------